



秋田県公報

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則(四三・人事課)……………1

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則(昭和四十三年秋田県規則第十八号)の一部を次のよう
に改正する。

第八条中「者は、」の下に「別に定める様式による請求書を」
を加え、「補償の請求をしなければ」を「提出しなければ」に改
める。

第十条を次のように改める。

(補償の支給方法)

第十条 実施機関は、補償の請求があつた場合には、これを審査
し、補償に関する決定を行い、当該決定の内容を速やかに請求
者に通知するとともに、補償を行わなければならない。

第十四条中「ついで、」を「関する別に定める様式による報告
書を」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十六条を次のように改める。

(所在不明による支給の停止等の通知)

第十六条 条例第十六条において例によることとされる地方公務

員災害補償法第三十五条第一項の規定により遺族補償年金の支
給の停止を申請しようとする者は別に定める様式による申請書
を、同条第二項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除
を申請しようとする者は別に定める様式による申請書及び第十
一条第一項の年金証書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の
支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を
行つた者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号
から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条中「災害補償記録簿、福祉事業記録簿及び年金記録
簿を備え」を「補償の実施について記録簿を作成し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄